

尼崎市監査公表第7号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年9月10日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	蛭	子	秀	一
同	綿	瀬	和	人

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	福祉局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年 3 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	令和 6 年 9 月 6 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>総合老人福祉センター（指定管理施設）における消防訓練の未実施等について</u> 総合老人福祉センターは 60 歳以上の市民を対象に、各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーション事業等を行う施設で、令和元年度から 5 年度まで社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を指定管理者として指定し管理運営している。 本施設の指定管理事業に係る管理において、次の課題が認められる。 (1) 基本協定書及び実施要項に定めた書類を受理していなかった。 (2) 災害等発生時の対応に関する協議が不十分であった。また「帰宅困難者の受入れ方法等の協議」を行っていなかった。 (3) 消防訓練が計画どおりに実施されていないなど、市（管理権原者）及び指定管理者（防火管理者）ともにその責務が果たされておらず、公共施設としての市民の安全・安心が確保されていなかった。 (4) 厚生省通達に定められた管理業務を自主事業として指定管理者に実施させ、自主事業の経費を指定管理料で賄っているなど不適正な状況となっていたにもかかわらず、所管課は是正に向けた対応を行っていなかった。 (5) モニタリング評価において消防計画で定めた消防訓練を実施していなかったにもかかわらず、「定期的に訓練等を行っているか」の項目で評価結果を「適正」とするなどモニタリング評価が適正に行われていなかった。 （高齢介護課） <措置を求める事項> 消防訓練の未実施、災害時対応の協議の不備、自主事業と管理業務の混在及び不適切なモニタリング評価など多くの問題が生じていたが、特に消防計画で定めた訓練が計画どおりに実施されていなかったことは人命に関わる重大な法令違反であり重く受け止める必要がある。 今回検出された問題の是正に加え、改めて施設の責任者は市であるということを認識し、指定管理者制度の趣旨を理解した上で指定管理者と施設管理や安全確保に係る役割や責任を十分に共有し、適切な施設管理及び防火体制等の構築を行うこと。	
5 措 置 の 内 容	監査の結果、検出された課題について、次のとおり措置を行った。

1 基本協定書及び実施要項に定める書類の不受理

令和 5 年度、未受理であった次の書類について、

ア) 基本事業計画書

イ) 緊急連絡先

ウ) 管理責任者及び防火責任者の報告書

令和 5 年度中に直ちに徴収できるもの(イ, ウ)については、令和 5 年度中の受理を行い、それ以外の書類(ア)については、令和 6 年度に、受理し確認を行った。(各書類の受理日については、下表のとおり)

	書類名	受理日	
		令和 5 年度分	令和 6 年度分
ア	基本事業計画書	—	令和 6 年 3 月 2 0 日
イ	緊急連絡先	令和 5 年 1 2 月 5 日	令和 6 年 4 月 1 2 日
ウ	管理責任者 防火責任者	令和 5 年 1 1 月 2 8 日	

(今後の再発防止策)

必要書類等の適正管理のため、チェックリストを作成し、当該リストに基づいて、業務を行っているところである。

今後も、本チェックリストに基づき、進捗等の管理を行っていくこととする。

2 災害発生時の対応に関する協議

令和 6 年 2 月に実地調査を実施した際、改めて「福祉避難所開設・運営マニュアル」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書」の確認を行うとともに、令和 6 年 5 月 30 日にも協議を行い、災害発生時の対応についての確認事項をまとめ、市・指定管理者双方で協議要旨を共有した。

(今後の再発防止策)

年度協定締結時に、災害発生時の対応に係る状況確認を行うことを通例とし、定期的な課題抽出やその解決に向けた検討及び協議を継続的に行っていく。

3 消防訓練の実施に係る不備

令和 5 年度における消防訓練は漏れなく実施したことを確認した。

種類	消防法	消防計画		実施日		
消火訓練	年2回以上	9月	3月	5月17日	総合訓練として実施	(12月22日) ←
避難訓練	年2回以上	9月	3月	5月17日		(12月22日) ←
通報訓練	消防計画に定めた回数	3月		5月17日		(12月22日) ←
その他訓練	-	3月		5月17日		(12月22日) ←
総合訓練 ※	-	3月		12月22日		

※ 火災発生から消火・通報・避難の要素を取り入れた一連の流れで行う訓練

なお、3 月実施予定であった消防訓練及び避難訓練については、消防署と協議の上、免除する手続きを行った。

また、令和 6 年度においては、以下の通り計画に基づき実施している。

【令和 6 年度】

種類	消防法	消防計画		実施月日	
消火訓練	年2回以上	6月	(12月)	6月19日	
避難訓練	年2回以上	6月	(12月)	6月19日	
通報訓練	消防計画に定めた回数	12月			
その他訓練		実態に応じて実施			
総合訓練		12月			

※ 総合訓練とは消火・通報・避難の要素を取り入れた一連の流れで行う訓練

(今後の再発防止策)

今後、訓練の実施予定時期や、実施時期を漏れなく把握するため、当課において、年度当初に指定管理者作成の消防計画書を確認することとし、チェック表を用いて、進捗の確認を行うことで、指定管理者任せにしない対応を行っていく。

なお、既に令和 6 年度からは、チェック表を用いた運用を行っている

4 自主事業と管理業務の混在

令和 6 年度より、市が必要とする事業(講座)数の設定を行うことで管理業務の範囲を明確にするなど、自主事業と管理業務が混在しないよう施設運営を行っている。

また、管理業務として設定した数を超える事業(講座)を実施する場合は、自主事業として位置付けられることから、その際は手続(事業計画書の受理等)等が必要であることを改めて指定管理者と確認した。

(今後の再発防止策)

引き続き、講座数の設定等により管理業務の範囲を明確にした運営を行うよう徹底を図る。

5 モニタリング評価の不備

令和 5 年度のモニタリング評価については適正に評価を行い、次のような結果となった。

(1) 指定管理者自身の経営状況の健全性

令和 5 年度決算書を確認したところ、資金収支計算書では赤字となっていたことなどから、「要改善」と評価した。

(2) 災害時の対応における市との協議・共有

実地調査時に協議を行い、災害時対応に際しての課題等を抽出し、共通認識を持てたことから、「適正」と評価した。

(3) 災害時や緊急時のマニュアルの作成及び定期的な訓練等の実施

防災対策マニュアルについては、既に受理していることに加え、消防訓練についても、消防法で規定されている訓練が全て実施完了していることが確認できたため、「適正」と評価した。

(4) 年度計画書に添った業務の履行

月ごとに、適切に事業報告を受け、当該報告の課内決裁を行い、適正に業務が履行されていることを確認できたことから、「適正」と評価した。

(5) 利用者満足度評価

令和 5 年度のアンケート調査においては、満足度算出の際、「満足」または「大満

足」と回答した者のみを抽出し、数値を計上していた。満足度評価方法として、適切に処理されているものと判断し、「適正」と評価した。

(今後の再発防止策)

協働推進課が作成しているモニタリング評価チェックシートの項目に基づき、適正に評価することに加え、新たに作成したチェックリスト(前記 1 のとおり)等を活用し、評価の透明性、公平性を確保した評価を実施していく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）